

第5章 バリアフリーの実現に向けて

1. 心のバリアフリーの取り組み

バリアフリーの推進にあたっては、旅客施設や道路等のハード面での整備とあわせて、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するためのソフト面での取り組みが必要です。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、当該行動計画においては次の 3 点が「心のバリアフリー」を体现するためのポイントとして示されています。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

本市では、これまでの取り組みをさらに充実させながら「心のバリアフリー」の推進のため次のような取り組みを展開していきます。

(1) 理解促進に向けた施策の推進（広報・啓発活動等）

- ①広報ひめじ、ホームページでの周知、啓発
 - ・バリアフリーに関する情報を広報ひめじ、ホームページに掲載
- ②民間建築主・事業主に対する啓発
 - ・福祉のまちづくり条例による建築物へのバリアフリー整備の推進
 - ・商品・看板のはみ出し規制のための啓発
- ③高齢者、障害者についての理解を深める啓発
 - ・障害者週間事業（障害理解を深める講演会、啓発活動）
 - ・障害者差別解消法に関する市民向け、事業者向けパンフレットの作成配布
 - ・障害者スポーツの普及啓発
 - ・ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発
 - ・兵庫ゆずりあい駐車場利用制度の普及啓発
 - ・バリアフリー体験学習
 - ・バリアフリーマップ（Welmap ひめじ）の作成
 - ・姫路市施設のバリアフリー情報の公表

(2) 一人ひとりが実践するための施策の推進

①障害者差別解消法に関する研修の実施

市の業務における障害者差別解消の促進のため、障害者差別解消法に関する市職員研修を行っています。

②福祉教育の実施

心のバリアフリーの意識の醸成には若年層からの教育が重要であるため、小・中学生に対する福祉教育を行っています。

- ・バリアフリー教育（バリアフリー教室等）の実施
- ・聴覚障害者講師による手話教室

③市民への周知・啓発

- ・認知症サポーター講座
- ・高齢者、障害者を対象にした福祉サービス、障害者差別解消法に関する出前講座

④市民活動の支援

- ・NPOやボランティア等への活動支援や連携

事例紹介（学校におけるバリアフリー教室の実施）

身近にある様々なバリアフリーへの理解を深めるとともに、高齢者や障害者に対し自然に声をかけてサポートする「自分たちにもできる『心のバリアフリー』」の促進を目的として「バリアフリー教室」を実施しています。

バリアフリー教室の状況



事例紹介（ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進）

ヘルプマークは、外見からは障害の有無が判断しにくい、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方などが、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう東京都が作成したマークで、平成 29 年 7 月には JIS の案内用図記号に採用され、全国に普及が進んでいます。

平成 30 年 1 月から兵庫県がヘルプマークを導入し、県内全域で普及を推進しており、本市においても、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発に努めています。



ヘルプマーク

あなたの支援が必要です。 ヘルプカード  兵庫県		(ふりがな)	
		氏 名	年 月 日生 血液型 (型)
状態・症状			
緊急連絡先		氏名 (続柄:) Tel: - -	
支援を受けたいこと:			

ヘルプカード

事例紹介（兵庫ゆずりあい駐車場利用制度の実施）

障害のある方や、高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方に対して、公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画（対象区画）の利用証を交付する制度です。本市においても制度の利用促進に努めています。



案内標示



利用証



駐車場での設置例

2. 基本構想の進行管理

本基本構想の策定にあたっては、生活関連施設、生活関連経路を利用する当事者である高齢者、障害者等の意見の反映に努めました。本基本構想に基づくバリアフリー化を円滑かつ確実に進めていくため、「構想・計画 (Plan)」「実施 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」の PDCA サイクルを適切に運用し、継続的・段階的にバリアフリー化を推進します。また、それぞれの段階において、当事者をはじめ市民の参画と協働による整備を進めます。

さらに、施設等の利用状況や技術的な進展等を踏まえ、必要に応じた整備メニュー追加・変更や、重点整備地区以外の地区での取り組みを展開していきます。

3. 重点整備地区以外の地区での取り組み

重点整備地区に設定された地区以外でも、旅客施設や周辺道路等のバリアフリー化を進めていく必要があります。

これまで、J R 溝口駅や J R 香呂駅の既設駅では、周辺道路やスロープ付き改札口等の整備が順次行われています。

山陽電鉄飾磨駅は改札口が南側にしかなかったため、駅北側からのアクセス向上のため、鉄道事業者と共同で北改札口を整備しました。

山陽電鉄大塩駅では鉄道事業者による駅舎の橋上化等の構造の改良に併せ、歩道橋や歩道の整備を行い、駅舎や周辺道路のバリアフリー化を図りました。

また、J R 姫路駅と J R 英賀保駅の間に開業予定の新駅についても同様に、駅舎や周辺道路のバリアフリー化に向け整備が進められています。

今後は、目標年次までの限られた期間の中で、基本構想にとりあげた 6 地区の重点整備地区について先行してバリアフリー化を図るとともに、重点整備地区に設定された地区以外についても諸課題を整理し、公共交通事業者や関係行政機関とも協議し、バリアフリー化の方策を検討していきます。

参考：J R 溝口駅のバリアフリー化の状況



参考：J R 香呂駅のバリアフリー化の状況



参考：山陽電鉄飾磨駅のバリアフリー化の状況



参考：山陽電鉄大塩駅のバリアフリー化の状況

